

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
44			わが国独自の海底探査技術は、現状では底の浅いものにしかならないことを認識すべきである。	海洋科学技術の概念には、数多くの技術分野が存在しており、欧米諸外国との比較において、先導的な分野もあれば立ち後れている分野も存在していると認識しています。このため、とりわけ政策課題対応型研究開発においては、全体を重点的かつ戦略的に推進するとともに、個別技術分野の戦略的な強化についても明確化しているところです。
45			海洋調査に関し、各機関の連携・協力が重要と謳われているが、海上自衛隊と他の機関との連携がどこまでまじめに取り組まれているか疑問である。海外先進国では、海洋調査に占める海軍の貢献は絶大なものである。	各政府関係機関等による海洋調査については、調査結果を速やかに活用する必要があることから、それぞれの政策課題に応じた方法によって実施する必要があります。一方、海洋基本法において海洋調査の推進が謳われていることから、今後5年間の計画である海洋基本計画では、各機関による海洋調査を効果的・効率的に実施するための各機関の連携・協力について記述しています。また、海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備に当たって、各機関の連携・協力の下、重点的に調査を実施することも記述しています。各機関の連携・協力は重要なことと認識しており、今後の施策の検討に当たり、参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
46			海洋調査に関し、各機関の老朽施設の代替に関する将来展望は、暗いものである。各機関ともこの部門の要員は先細りであり、予算が少ないため、発注先の民間会社が辞退しているのが現状である。早急に問題点を洗い出し、アライアンスを組むなりの対応策を立てることが喫緊の課題である。	海洋調査に必要な船舶、施設・設備等の代替整備については、第2部6(1)において、「老朽化により、調査効率が低下し、調査活動が制約されている面もあることから、海洋調査船等の緊急的かつ計画的な代替整備を行う」と記述するとともに、「各機関による海洋調査を効果的・効率的に実施する」ことも記述しています。また、第2部7(3)においても、「研究基盤の整備として、船舶・設備等の研究基盤を充実する」と記述しています。なお、各政府関係機関等による海洋調査については、調査結果を速やかに活用する必要があることから、それぞれの政策課題に応じた方法によって実施する必要があることも踏まえる必要があります。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
47			海洋産業の顧客セグメントの分析を早急に行い、海洋産業の規模を理解したうえで、合理的な海洋産業と顧客の関係を樹立すべきである。	(感想、その他)
48			海洋科学技術後継者の育成は、きわめて厳しい状況にある。国立大学から造船科の名前が消え、商船大学が消え、高等商船高校や水産高校が解体しているのが現状である。海洋産業が衰退の一途をたどっているために、就職口が少なくなってきた状況も遠因といわれている。	新たな海洋立国を支える人材の育成に当たっては、具体的な就職先である海洋産業の発展や海洋産業における人材確保の取組と、教育機関における取組との連携・協力が重要です。このため、第2部8(1)ウにおいては就業の場としての魅力の向上等の取組について記述するとともに、第2部12(3)においては産業界との連携による教育の推進について記述しています。
49			関係府省の所掌を超えた研究開発プロジェクトを、特別会計の制約のもとで行うことは、きわめて困難である。特別会計の一般財源化が望ましい。	政府における海洋科学技術の関係経費については主として一般会計で取り組んでいるところです。
50			海洋産業の定義を明確にし、現状を的確に把握すべきである。海外の実状をベンチマーキングし、海洋産業のロードマップを作成すべきである。	海洋産業の産業規模等に関する調査の実施については、第2部8(3)に記述しています。
51			海洋のステークホルダーを明確に定義すべきである。	(感想、その他)

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
52			海洋環境に関しては、EEZ内での海洋施設の廃棄に伴う関連法規の整備を行う必要がある。	海洋汚染防止法に基づく、海洋施設廃棄に係る環境大臣の許可制度が平成19年4月から整備されており、EEZ内での海洋施設の廃棄についても、当該制度に基づき、海洋環境への影響について審査されることとなっています。
53			海洋情報の管理の一元化と、セキュリティ確保を同時に行うことが重要である。	情報管理におけるセキュリティ確保は重要なものと認識しております。ご意見の趣旨は、今後の海洋情報の一元的管理・提供の具体化の検討に当たり参考にさせていただきます。
54			研究開発の経費の原資が弱体である。海外では、海軍の研究費出资比例が高い。	海洋基本法第16条第7項において、政府は毎年度財政の許す範囲内で必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されており、これにより海洋基本計画に基づき推進する各種施策の財源を確保できるよう努めて参ります。
55			連携の強化には、施設の共同発注、共同運航、共同維持管理、人事の交流も含めるべきである。	産・学・官の連携強化の手法には様々な取組が考えられるところですので、個別具体的な施策の中で検討して参ります。
56			海洋産業の創出には、海事クラスターの創出を同時に行うべきである。	海事クラスターの活用については、第2部8(2)に記述しています。
57			国際連携、国際協力を行うためには、国際的な海洋情報を収集することが必要である。海洋インテリジェンス組織の確立が急務である。国際規則提案の前段での非公式の情報交換が重要である。国際会議の前夜祭に参加できる、海洋ネットワークのメンバーの育成が急務である。	国際連携、国際協力を行うため、海洋情報の収集や人材の育成等は重要であると認識しています。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
58			トラック2の確立。民間外交。	いわゆるトラック2は、必要性に応じて、行われていると認識しています。
59			水産業は海洋産業と呼べるか疑問。これだけ国の補助金に頼っているのであれば、国策産業と位置づけるべきで、あわせて、漁業権も再検討するとよい。	(感想、その他)

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
60			海洋産業を儲かるものと、儲からないものに分け、儲からないものについては、主権国家に必要なものだけを、国策会社（海軍工場的な国策会社）とすることを検討すべきである。	(感想、その他)
61			海洋に関しては、防衛省の占めるウエートを拡大すべきである。防衛省との合理的な連携が重要となる。	ご指摘の点に関しましては、海洋基本法に基づき、防衛大臣を含むすべての国務大臣で組織される総合海洋政策本部が設置されており、当該組織の下で海洋に関する施策の集中的かつ総合的な推進を図ることとしております。
62			主権国家日本の海洋基本法との立場がよく見えるようにすべきである。	ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
63	第2部 6		第2部「6 海洋調査の推進」において、我が国の管轄下にある排他的経済水域（EEZ）の管理の一貫として、その海洋状況の把握を行うための状態的な海洋観測網整備に関する基本計画についても記述をお願い致したいと存じます。 これは総論における目標2の「礎」に相当するものといえ、また、第1部3科学的知見の充実における「海洋管理に必要な基礎情報」の一環をなすものと考えます。 そこで、第2部6において、序文における「海洋状況の把握」や「海洋調査に必要な観測体制を整備」を踏まえて、(1)海洋調査の着実な実施に、下記趣旨の文を追加（海洋基本計画への明文化）することの検討をお願い致します。 『我が国の管轄下にある排他的経済水域の管理に向けて、海洋・沿岸域のモニタリング体制を強化するために、定常業務的な海洋観測網整備に努める。』	海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備のための体制は、第2部6(2)において、「調査海域、調査項目等の調整を行い、各機関の連携・協力の下、重点的に海洋調査を実施する」と記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
64			<p>現在日本における沿岸海域の海底地形調査は未整備といっている状況だと思います。沿岸域の地形図としては海洋情報部が実施している海の基本図や海図及び国土地理院が実施している沿岸の基本図等がありますが、それぞれに目的が異なるため記載されている情報や縮尺がばらばらです。従って、水深0m～500mぐらいまでの「沿岸海域地形図」を整備すべきです。それも国土地理院発行の陸部地形図のように、図柄や図式、縮尺を統一したものにすべきです。既存データを使用しながらの未調査海域の調査を急ぐべきだと思います。「沿岸海域地形図」が整備されると、この地形図上に潮流、水質、低質、現在存在する漁礁、その他の情報等を記載する事により目的に沿った利用が可能になるはずで、「沿岸海域地形図」を整備することにより、この海域を利用する船舶関係者、漁業関係者、レクリエーション関係者等の安全に寄与する事と思います。</p> <p>次に、水深500mより沖合海域の海底地形図が整備されると、例えば、電子データ化された海底地形図の地震震源地を表示すると、津波等の予測の精度向上にも資するものと思います。このような観点からも、「沿岸海域地形図」に引き続き、或いは同時進行で「沖合海域地形図」を整備すべきです。海底地形調査（測量）と同時に海底下の地質構造調査が可能である事から、「海底地質構造図」の整備が出来ることになるはずで、国連海洋法条約に基づき実施された大陸棚確定調査は日本の南方海域が主であったように聞いていますが、全ての海域において調査することにより地下資源開発につながる情報が得られるはずだと思います。</p>	<p>沖合海域地形図や海底地質構造図の整備についてのご意見は、第2部6（2）及び（3）において記述した海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備のための海洋調査の実施及び海洋情報を一元的管理・提供する体制の整備の具体化の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
65			<p>現在沿岸海域では漁礁等の設置が進んでいますが、これは広い意味では点でしかないと思います。もっと広範囲な面としての水産資源生育場としての「海洋牧場」を設置すべきです。この計画のためには、海底地形図の整備が必要で、それに合わせて海洋調査を実施することにより目的に沿った海洋牧場計画が立案できるものと思います。前項で規格を統一した「沿岸海域地形図」を提案しましたが、ここでも調査項目等の方針を統一した「海洋調査」の実施が望まれます。海洋牧場計画は養殖等人工的に育てることではなく、海洋生物をそれぞれ自然に近い状況で生育指す場を養生するものです。例えば、大規模な防波堤を築造した結果その周辺にイセエビが住みついたとか、関空島周辺では今まで生息していなかった魚が確認されたりしています。これらをヒントにして、海洋生物の生息に適した状況を広範囲に設置すればそこに各種の海洋生物が生育し、或いは魚類が寄ってくるかもしれません。このためにも当然ながら科学的知見に基づいた「海洋調査」を実施する必要があります。</p>	<p>海洋水産資源の生産力をあげることは重要であり、第2部1（1）イにおいて、沖合においても、漁場整備を推進することを記述しています。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
66			<p>海洋調査（測量含む）部門の企画立案、実施に当たっての管理、成果及び情報管理等の機関を統一し一元化すべきです。その上でこれら海洋調査部門の人材育成についても一元化した機関を通じて、高校、大学、産業界に対して、今社会が必要としている人材育成のあり方等を示していくべきだと思います。現在、海洋調査協会や水路協会等がありますが、これらは関係官庁の退職者の受け皿的存在でその機能を十分に果たしているとは思えません。</p> <p>例えば、海洋調査部門に係わる者の資格認定について、港湾海洋調査士は海洋調査協会、水路測量技術検定は水路協会で行っている状況です。またこれらの資格制度が調査実施関係官庁や地方自治体に十分周知徹底されていないこともあり、資格制度が活用されていない状況にあります。調査機関が分散している同じような調査を実施しているにもかかわらず、調査機関により内容がばらばらで統一されていないものもそのためだと思われます。一元化した機関により規定や指針を統一し十分周知しておけば、均一的効果が得られ、その成果の効率的活用が出来るはずで、しいては海洋調査全体の制度を向上させることにも繋がります。</p> <p>周囲を海に囲まれた海洋大国として海洋調査をリードする機関がしっかりしていなければならないでしょうか。海洋基本計画原案の総論に示された各分野全体を統括する機関が必要だとして、全体を統括する機関の下に海洋調査部門として一元化された機関（或いは組織）を定め、その機関による強力な指導力を望みたいものです。</p>	<p>各政府関係機関等による海洋調査については、調査結果を速やかに活用する必要があることから、それぞれの政策課題に応じて計画され、それぞれの政策課題に応じた方法によって実施する必要があります。このため、ご意見である機関の統一は、現時点では、適当でないと考えています。</p> <p>なお、「人材育成」や「結果成果の効率的活用」については、海洋調査を着実に推進し、海洋情報の一元的管理・提供を行う上で重要であることから、ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
67	第2部 4	23	<p>原案： 23頁（1～3行目）。</p> <p>・・・日本籍船の数を平成20年度からの5年間で2倍に、日本人外航船員の数を同じく10年間で1.5倍にそれぞれ増加させるための取組を促す。</p> <p>トン数標準税制は、わが国海運事業者の国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本籍船および日本人船員の増加を図るために導入すると整理されているものと了解しており、当協会は国際競争力の維持が図られることを前提に国策である日本籍船および日本人船員を増加させることについても民間として可能な限り対応することとしている。具体的には日本籍船を今後5年間で2倍程度となるよう全力で対応すること、また日本人船員についてはいわゆる団塊世代の大量退職者の問題もあるため、海技者という大きな枠組みという観点で教育訓練の充実など可能な限り対応し今後10年間で1.5倍程度という業界の目標掲げることとした次第である。については上記原案における数値も「海運事業者を直接拘束する目標ではないこと」を確認したい。</p>	<p>海洋基本計画は、あくまでも、政府の立場から、海上輸送の確保を図るために必要な今後5年間に達成すべき目標を示すものです。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
68	第2部 4	23	<p>原案：23頁「(2) 船員等の育成・確保」の最終段。          ・ ・ ・ 配置転換等を容易にするための環境整備、船舶管理等に関する資格制度の創出等を推進する。</p> <p>原案の「船舶管理等に関する資格制度」が例え民間資格であろうとも資格の創設が規制に繋がりがかねないことを危惧しており、このことについては、交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会においても議論がなされ、同部会が平成19年12月20日に取りまとめた「海事分野における人材の確保・育成のための海事政策のあり方について」においても当協会の危惧が払拭されるよう整理されたものと理解している。ついては上記原案においても「海運事業者が行っている船舶管理業に対して何らかの制約条件を課すことを意図したものは無い」ことを確認したい。</p>	<p>海洋基本計画の目標達成のために、関連する事業者等に対して無用な規制強化がなされるべきではないことは、当然のことと認識しております。</p>
69	第2部 4	22	<p>原案：22～24頁「4. 海上輸送の確保」</p> <p>冒頭で「港湾の国際競争力の強化」の必要性を謳っているが、(3)「海上輸送拠点の整備」の項目では、港湾のコスト競争力強化について述べられていない。真に港湾の国際競争力の強化を図るには、適切なハードの整備とともに利用料金の低減化が必要である。大水深の長大岸壁等のハードの整備は需給関係を見極めた上で適正におこなわなければならない。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
70	第2部 10		<p>海洋における国益の象徴である「沖ノ鳥島」という固有名詞がどこにも記載されていないのは不適当だと考えます。第2部の「10 離島の保全等」のどこかに、「沖の鳥島について、海面上昇対策を含め一層の保全策等を検討する」という趣旨の記述を加えるべきだと思います。また、そこまで記述できない場合にも、最低限、冒頭の文章に例示しておくべきだと思います。</p>	<p>第2部10の冒頭にて記述しているように、海域に広く点在している離島は、広大な管轄海域を設定する根拠の重要な一部をなすなど、海洋の開発、利用、保全等に関して重要な役割を担っており、沖ノ鳥島もそのような重要な離島の一つであると認識しております。</p>
71	第1部 4		<p>法でも定義されているように、「海洋産業」は非常に幅広い分野の産業を包含する概念だと思いますが、原案では、専ら海運業、水産業及び造船・船用工業のことが記述されており、そのことが読み取れないと考えます。第2部に記載されている各種施策を推進するためには、調査・測量業、建設業、情報産業等も含めた幅広い産業分野が連携・協働していくことが不可欠だと思いますので、第1部の「4 海洋産業の健全な発展」のどこかに、海洋産業の範囲は広く、これらの産業も海洋産業の構成員であることが読み取れる記述を加えておくべきだと思います。</p>	<p>海洋産業は、海洋基本法において、「海洋の開発、利用、保全等を担う産業」と定義されており、非常に幅の広い概念であると考えてはおりますが、具体的な産業分野の範囲が特定されているわけではありません。このため、基本計画では、第1部4において、基本法における海洋産業の定義を紹介するとともに、「今後の海洋産業の振興のための様々な取組を適切に行っていくため」、海洋産業の現状把握のための調査等を実施することとしています。また、各種海洋施策の推進に当たっての様々な分野との連携・協働の重要性につきましては、第3部2において記述しています。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
72	第3部 1		<p>全般に分野ごとの施策に関する記述が主体になっていますが、一般に、海洋に関する施策は、複数の分野や主体が連携した上で、目標や期間を明確にし、対象とするエリアについても具体的なイメージを持って取組むことが求められるものと思います。このため、第3部の「1 海洋に関する施策の効果的な実施」のどこかに、こうした、言わばプロジェクト的な取組が求められる旨の記述を加えておくべきだと思います。</p>	<p>ご指摘の点については、第2部7(4)アの「新しい構想の推進システム」の中で反映されているものと考えます。</p>
73			<p>「海洋基本計画（原案）」のいずれかの部分に次の文言を挿入願います。  「輸送路の確保、水産資源の確保の観点から南太平洋等の島しょ国との一層の協力関係の構築が必要である。」</p>	<p>航行の自由と安全の確保や水産資源の持続可能な利用のために関係各国と協力していくことが重要であると認識しており、基本計画においても、第1部6第2段落で、このことを明記しています。また、南太平洋等の島嶼国との協力が、放射性物質の輸送やマグロ類資源等の確保の観点から重要であることは認識しておりますので、ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>



No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
74			<p>「里海」の考え方の具現等について、以下の事項に配慮され、「基本計画案」の中に盛り込まれるよう要望する。</p> <p>(1) 「里海」における藻場・干潟・サンゴ礁の役割について 藻場・干潟・サンゴ礁で形成される生態系は水産物の供給に直接的、間接的に大きな役割を果たしてきた。すなわち、①産卵場として、また、幼稚魚を育み、沖の資源をふやす役割、②流れ藻として流出し、様々な水産資源を育む役割、③分解しさまざまな餌料生物を供給する役割である。 さらに、藻場・干潟・サンゴ礁は、食料供給以外にも、多面的かつ公益的な機能を有しており、国民にとってかけがえない存在となっている。それは、①栄養塩類の吸収と漁獲を通じた物質循環を形成していること（深刻化している閉鎖性海域の水質汚濁・富栄養化の解消）。②生物多様性を維持していること（生物多様性条約に基づく国際的役割、生物多様性国家戦略）。③ろ過食性動物や海藻・けい藻等による水質浄化の役割を果たしていること（干潟の有機物分解能力、藻場のけん濁粒子沈降能力）。④二酸化炭素の固定に貢献していること（地球温暖化、京都議定書、二酸化炭素吸収源としての藻場）。⑤鳥類等の生息場を提供していること（生物多様性の一環など）。⑥その他、環境学習の場の提供や、海洋性レクリエーションの場の提供、様々な漁村文化の継承の場、やすらぎ、癒しなどの期待に応えるアメニティー向上や景観の創出、などがある。 特に、二酸化炭素の吸着機能について、藻場・干潟・サンゴ礁が有する機能は大きく、また、漁業系廃棄物であるカキやホタテ等の貝殻は、水質浄化や、魚礁化による藻場の再生、海底質改良などに活用されているところである。地球温暖化により大きく漁業環境が変化する中で、これら海洋における二酸化炭素の固定機能について「里海」の役割を積極的に研究し評価していく必要がある。</p> <p>(2) 漁業の営みが、沿岸域の環境を守り、生態系の維持にも貢献していることについて カキやアサリなどの二枚貝類は、プランクトンを餌とすることで海水を浄化する働きがあり、二枚貝は「天然のろ過装置」といわれている。（1個のカキが1日にろ過する海水は約400リットルで、広島島の養殖カキにより湾内の海水を約5日でろ過している。） また、陸域からの生活排水に含まれるチッソ・リンの流入により沿岸域の環境が影響を受けているところであるが、漁業は、適度な漁獲（間引き）によって、魚介類の世代交代を促進し、繁殖・成長を高めるとともに、食物連鎖によって海の生物に取り込まれたチッソ、リンを陸に回収し、沿岸域の環境保全に貢献している。</p> <p>(3) 「里海」の担い手について 「里海」とは、産業的な利用により生産力が増し、さらに海域が有している生物多様性や水質浄化機能などを有している「豊かな海」「豊かな生態系」が守られ、持続的利用が可能となる沿岸域を意味するものといえよう。 この「里海」を中心的に担う当事者は、沿岸域を産業活動の場として利用している漁業者であるといえる。漁業者の活動により、高い生産力を維持しつつ豊かな海を再生するとともに、伝統的な海洋文化を育むことが、「基本計画</p>	<p>「里海」の核となり得る浅海域の藻場・干潟・サンゴ礁等の保全・再生等については、「海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所である」（第2部2）ことや、藻場・干潟・サンゴ礁等を含む沿岸域が「多様な生物が生息・生育するほか、…レクリエーション活動等に利用され」（第2部9）ていること等を記述しています。 また、藻場・干潟・サンゴ礁を含めた海洋による二酸化炭素の吸収機能については、第2部2において「海洋による二酸化炭素の吸収メカニズム・・・の解明に関する研究等を推進する」と記述しています。 さらに、水産資源回復に関するご指摘については、その重要性を踏まえ、第2部1において、漁場整備を推進するとともに、産卵場や幼稚仔の保育場の造成等により推進することを記述しています。 海域環境監視等については、第1部2において「…等の我が国の海洋権益及び治安を損なうおそれのある事態の発生が、我が国の安全及び治安上の問題として懸念されている。（中略）その際、離島を含む沿岸域の住民の協力を得ることが有効である。」と記述しています。 ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
			<p>案」が提唱する「里海の具現化」につながるものとする。</p> <p>今後、「里海」の定義を明確化し、その概念を世の中に提示していくことが重要である。その上で、「里海」の機能が将来にわたって維持されるよう、地域の人びとが連携・協働しながら「里海」を保全していく取り組みは、漁村の活性化のためにも一層大切な課題である。</p> <p>(4) 漁業・漁村の多面的機能の発揮について  「基本計画案」では、漁業者等が取り組んでいる藻場・干潟・サンゴ礁等の維持管理という公益的な活動への支援などを推進することが明記されている。</p> <p>このことは、05年より実施されている離島漁業再生交付金事業に加え、全漁連が要望している漁業・漁村の多面的機能の発揮に係る事業の創設などの政策確立を意味するもので、「基本計画案」における「里海」の具現化に向けた大きな力となると考えており、高く評価したい。</p> <p>また、「基本計画案」に、沿岸海域（沖合海域も）での魚礁の設置、産卵場、保育場の造成等の漁場整備を進めることが明記されていることも評価される。ただ、ハード面の整備にとどまらず、資源の回復に向けて、休漁や漁獲制限措置のみならず、抜本対策として、地域の重要資源について稚魚等の栽培・放流の推進（技術開発も含め）を国策として進める必要があることを強調すべきであろう。</p> <p>また、古くから受け継がれてきた「魚付林（うおつきりん）」としての森の保存・整備を進めることも大切である。</p> <p>一方、多面的機能の中で、漁業者の活動として特記されるべき事項として、海域環境監視・国境監視活動がある。</p> <p>日本の海岸線の総延長は、約3.4万キロメートルと、世界でも有数の長さを誇る。この海岸線には漁業集落が約6千3百あり、約21万隻の漁船が活動している。つまり漁業集落が5.5キロメートルに1つ、漁船は170メートルに1隻が存在し、実質的に巨大な海の監視のネットワークが形成されている。</p> <p>油の流出事故による海洋汚染、赤潮やクラゲの大量発生など、海の異常現象の多くは、海とともに暮らす漁業者によって早期に発見されている。また、ウニやアワビなどの貴重な海の資源を密漁から守るために、漁業者は独自でパトロールしている。こうした活動に加え、日常の漁業活動を通じて、不審船の発見などにも大きく貢献している。</p> <p>こうした機能についても「基本計画」の策定にあたっては配慮される必要があろう。</p>	

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
			<p>「基本計画案」の「海洋の総合的な管理」において、「海域ごとに、その社会的・経済的意義、海域利用の現状、海洋環境保全の重要性を踏まえる必要がある」として、「地域ごとに多様な海域特性に対応した特色ある海域利用が行われている」との説明がされている。こうした考え方の下で、特に水産業に関しては、産業としての漁業の発展と漁村社会の安定を図ってきたわが国の漁業法制度の意義や役割を評価し、わが国における水産資源の適切な保存管理の仕組みについての意義づけを行うべきである。</p> <p>その上で、水産業と関わりがあると考えられる「海洋管理政策」を捉えていくべきであり、わが国水産業の発展にかかる政策を、他の海洋利用活動とともに一元的に「総合的な管理政策」の中で論じるのではなく、(1) わが国漁業法制度と漁協の役割と意義、及び(2) 水産業と関連する海洋管理政策について、以下の点に留意され、基本計画の中に盛り込まれるよう要望したい。</p> <p>(1) 我が国の漁業法制度（漁業権制度）と漁協の役割について</p> <p>我が国の漁業制度の沿革をたどると、「海彦・山彦」の伝説があるように、我が国の漁業の歴史は古い。我が国の現在の漁業制度もまた、二千年以上にわたる我が国の漁業の長い歴史の中で、漁業とともに古代から発展し整備されてきた我が国の漁業法制を受け継いでいる制度である。</p> <p>現在の我が国の「漁業法」に基づく漁業権制度は、沿岸漁業者の漁業行為を保全し、漁村地域経済を維持するものとして、これまで「漁村の地先に存在する沿岸漁場における権利として、漁村における多数漁業者の共同利用に適するものを、関係多数漁業者の共同利用のため、これを保護し、もって漁村の経済資源を維持せむとする目的をもって設けられたるもの。」「一定の水面についてかざられた権利者以外の侵漁を排せんとするものであって、漁村の保護及び漁場の維持の趣旨の下に漁村の漁業者の団体であるところの漁業組合が、其の地先水面の専用を出願する場合のみ、免許を与えられる。」（漁業法解説）として、「漁業権」が、漁村経済資源の保護、そして漁場の維持となること、このために漁業者組織である漁業組合に管理させるとされており、この考え方が今日まで引き継がれてきたものである。これは、水産資源を持続的に利用し、地域の秩序を守ってきたわが国特有のルールといえる。</p> <p>漁業権には「定置漁業権」、「区画漁業権」及び「共同漁業権」の3種類があり、現行漁業法では漁業権の「移転・貸付」を厳しく制限・禁止されているところだ。</p> <p>このように、資源利用者（漁業者）自身による自主的な地先共同資源の保全と管理が行われることで、現在まで無秩序な開発が抑制され、環境保全と持続的な海の利用が図られてきた。わが国のように漁業者が管理の役割を担う漁業管理制度については、海外の漁業から評価され途上国の漁業を中心にこれが拡がりつつあり、FAOも「資源利用者である漁業者が、漁業管理プロセスに関与しなければ、効果的な漁業管理は達成しない。監視・取締りなど管理コストも低く抑えられる」として、高く評価している。</p> <p>また、わが国の漁業管理における漁業協同組合（漁協）の役割であるが、漁業権の免許については漁協に限る（共同漁業権）か、漁協を優先（漁協管理の特定区画漁業権や自営定置など）しており、漁協の行使規則に従って組合員が漁業を営んでいる。漁協は漁業者の協同体として漁村の中核的な役割を果たすとともに、漁業権漁場の免許主体として漁場や資源を管理するという「公益的機能」を担っているといえる。</p>	

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
75			<p>わが国の海岸線には約六千の漁業集落があり、多くは離島や僻地に存在する漁村で、漁協に対しては、漁村に生活する漁業者の拠点として地域での経済的・社会的な役割発揮が一層期待されている。</p> <p>(2) 水産業と関連する海洋管理政策について</p> <p>① 「海洋保護区の設定」とわが国漁業制度について 基本計画案では、生物多様性の確保等の一つ的手段として、「関係府省連携の下、わが国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する」、としている。 この海洋保護区の設定については、設定の目的や設定のあり方等の検討に漁業者が積極的に関与することが重要である。また、前述のわが国の漁業権制度を検証する必要がある。共同漁業権漁場の位置づけや役割から、わが国においては「共同漁業権」が海洋保護区としての重要な意味をも保有していることを評価し、海洋保護区の設定を進めていく必要がある。また、水産資源保護法等に基づく「保護水面」や「育成水面」の設定が制度化され、漁業者の共同の取組で、資源の管理や生物多様性に貢献しているところであり、これらを踏まえ「海洋保護区」の議論を行う必要がある。</p> <p>② 海洋利用者相互の調整と海洋秩序の維持について 基本計画案では、利用者相互の調整は、法令によるほか、当事者間の話し合いにより行われているとして、管理にあたっては、こうした実態を十分踏まえるとともに、必要に応じ、関係者の円滑な調整のための環境整備を行うことが必要であるとしており、このことは大変重要な課題であるとする。当事者間の話し合いと、実態を踏まえた十分な調整の必要性を明記されたことは評価されることだ。 漁業は海洋環境・生態系が保全されていることが大前提であり、一旦、環境が破壊されると取り返しのつかない事態に陥ってしまう。 わが国の戦後の高度成長経済期において、海岸の埋め立てや公害により、環境破壊がすすみ、漁業も大きな打撃を受けてきた。まさに漁業を犠牲にして経済発展を優先させてきたといえよう。 こうした事態を防止し、予測される世界的な食料不足に備え、わが国漁業が持続的な食料産業として発展し、「海洋と人類の共生に貢献する」という「海洋基本法」の高邁な目的を實踐するためにも、海洋の利用について、新たな海洋での構築物の設置や海底資源開発などの開発行為には、これまでも海底ガスパイプライン設置計画などでも構想段階から当該漁業者との間で話し合いが行われてきたことと同様、当初の計画段階から関係者間での事前の調整・対策、すなわち円滑な利用調整へ、十分な話し合いと相互理解が行われることが不可欠である。 また、新たな海洋産業の創出について「基本計画案」の中で、「安全性・経済性に優れた外洋上プラットフォームの開発」という具体的な構築物名を上げての記述がある。仄聞するところでは、水深30～50メートルの多目的海中プラットフォームの実用化が関係業界で研究されている。このようなメガ構築物による海洋利用活動の検討にあたっては、関係者内だけの「安全性・経済性」を評価するだけでなく、漁業関係者や海運関係者などに対して構想段階から十分な説明と話し合いの場の設定が必要である。</p>	<p>海洋及び沿岸域の特徴については、第1部5の冒頭及び第2部9の冒頭に記述しているところですが、現状においても、さらに将来においてもさまざまな利用ニーズが高まるものと考えています。特に沿岸域においては、利用に当たってさまざまなトラブルが生じているところですが、さまざまな利用ニーズを一律に排除するのではなく、第2部9(2)に記述したように「適正な利用関係の構築に向けた取組の強化」を進めるとともに、また、望ましい沿岸域づくりを進めるため、第2部9(3)に記述したように「沿岸域管理に関する連携体制の構築」に取り組むこととしています。その際、漁業関係者を含む関係者が、漁業権制度等について正確に理解し、さまざまな情報を共有することが不可欠と考えています。 ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>